

働く人の
キャリア形成支援!

釧路短期大学

専門実践教育訓練の給付金についてのご案内

釧路短期大学では、厚生労働大臣より教育訓練先として指定を受けています。教育訓練給付制度の支給についてご案内します。

教育訓練給付金とは

働く方の主体的な能力開発の取組み又は中長期的なキャリア形成を支援するため、教育訓練受講に支払った費用の一部を支給するとともに、専門実践教育訓練（※）を受講する45歳未満の離職の方に対しては、基本手当が支給されない期間について、受講に伴う諸経費の負担についても支援を行うことにより、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

※ 平成26年10月1日前に教育訓練給付金を受給した場合はこの取扱は適用されません

(厚生労働省 HP より)

支給対象者となる方

「専門実践教育訓練給付金」は、本学 幼児教育学科に2016年度以降に入学し、2年間で卒業し、同時に保育士資格取得を目指す方が対象です。

また、以下に該当することも必要です。

受講開始日現在で雇用保険の被保険者であった期間が10年以上（初めて支給を受けようとする方については、当分の間、2年以上）あること、前回の教育訓練給付金受給から今回の受講開始日前までに10年以上経過していることなど一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）または一般被保険者であった方（離職者）

給付までの流れ

●受講前（受講開始1か月前）まで

受講開始日（本学入学）の1か月前（2月末）まで*1に①～③の手続きを完了してください。

- ① 支給要件照会をする - 住居所を管轄するハローワーク（以下、「ハローワーク」と表記）で手続き
- ② キャリアコンサルティングを受ける - ハローワークにて案内を受ける
- ③ 受給資格確認をする - ハローワークで手続き

*1 本学入試（Ⅱ期・Ⅲ期日程）に出願し当該給付金の適用を希望される方は、可否に関わらず先行して手続きをする必要があります。

●受講中（6か月ごと）

受講開始日（本学入学）から6か月ごとの期間（支給単位期間）の末日から起算し、1か月以内にハローワークへ支給申請を行ってください。

●終了後（1か月以内）

専門実践教育訓練を受講終了した際は、受講修了日の翌日から起算して1か月以内が支給申請期間となります。受講中と同様にハローワークへ支給申請してください。また、受講終了後目標としている資格を取得し、かつ1年以内に一般被保険者として雇用された場合に追加支給を受ける際には、雇用された日の翌日から起算して1か月以内に支給申請を行ってください。

支給される金額

支給額	学費の40% 受講修了日から1年以内に資格取得等し、かつ、被保険者として雇用されたまたは雇用されている場合等には20%を追加支給
支給額の上限	32万円/年 上記20%の追加支給を受けた場合にあっては48万円/年
支給期間	原則2年

※受講開始時に45歳未満で離職しているなど、一定の条件を満たす場合には、教育訓練中の生活を支援するために、「教育訓練支援給付金」が支給されます（基本手当の約半分）。教育訓練支援給付金は、平成31年3月31日までの暫定措置です。

本学の社会人入学の学費

(単位：円)

		1年前期	1年後期	2年前期	2年後期
通常の学費*2		615,000 (入学金含む)	420,000	440,000	415,000
社会人特典適用時学費*2	20歳以上 22歳未満	365,000	370,000	390,000	365,000
	22歳以上	315,000	320,000	340,000	315,000

*2 テキスト代等は含まない

本学で当制度を利用する場合の支給金額

(単位：円)

	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	卒業後*3
20歳以上 22歳未満	146,000	148,000	156,000	146,000	298,000
22歳以上	126,000	128,000	136,000	126,000	258,000

*3 卒業時に保育士免許を取得し、かつ1年以内に保育士として雇用された場合に支給

お問い合わせ先

釧路短期大学

〒085-0814 釧路市緑ヶ岡 1-10-42 TEL 0154-68-5124 (直通) / 0154-41-0131 (代表)

専門実践教育訓練給付金の申請については

ハローワーク釧路

〒085-0832 釧路市富士見 3-2-3 TEL 0154-41-1201

【関連情報】

ハローワークインターネットサービス 教育訓練給付

https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_education.html

政府広報オンライン「暮らしのお役立ち情報：教育訓練給付金の拡充と教育訓練支援給付金の創設であなたのキャリアアップを支援します」

<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201408/1.html>